

昭和五十一年郵政省告示第二百三十三号（ILSの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案（新旧対照表）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
一 ローカライザは、次の技術的条件に適合するものであること。 1 (略) 2 監視装置及び制御装置は、次の条件に合致すること。 (一) 監視装置は、次に掲げる状態が継続し又は当該状態を監視する部分が故障した場合において、その旨を表示することができること。 (1) (略) (2) 空中線電力が設定値の五〇パーセント以下となつた状態（<u>輻射された電波が無線設備規則第四十五条の十二の七第一号イ及びロ並びにホの変調信号の項の規定に適合している場合に限る。</u>） (3) (略) (二) (略) 二 グライド・パスは、次の技術的条件に適合するものであること。 1 監視装置は、次に掲げる状態が継続し又は当該状態を監視する部分が故障した場合において、その旨を表示することができること。 (一) (略) (二) 空中線電力が設定値の五〇パーセント以下となつた状態（<u>輻射された電波が無線設備規則第四十五条の十二の七第二号イ及びロ並びにニの変調信号の項の規定に適合している場合に限る。</u>） (三) (一)の直線と当該直線の下側においてDDMが〇・〇八七五となる直線（DDMが〇・〇八七五となる点の軌跡を平均化し直線のものとしなしたときのものとする。（四）において同じ。）との角度が、次に掲げる値のうちいずれか大きなものを超えて変動した状態 (1) (一)の角度の設計値の三・七五パーセントに相当する値 (2) 角度偏位感度が無線設備規則別図第十一号に示すところによるものと二五パーセント異なることとなる角度の値 (四) (略) 2 (略) 三 マーカ・ビーコンの監視装置は、次に掲げる状態が生じた場合において、その旨を表示することができること（第三号に係るものについては指針とする。）。	一 ローカライザは、次の技術的条件に適合するものであること。 1 (略) 2 監視装置及び制御装置は、次の条件に合致すること。 (一) 監視装置は、次に掲げる状態（<u>当該状態を監視する部分が故障した状態を含む。</u>）が継続した場合において、その旨を表示することができること。 (1) (略) (2) 空中線電力が五〇パーセント以下となつた状態（<u>輻射された電波が無線設備規則第四十五条の十二の七第一号イ及びロ並びにホの変調信号の項の規定に適合している場合に限る。</u>） (3) (略) (二) (略) 二 グライド・パスは、次の技術的条件に適合するものであること。 1 監視装置は、次に掲げる状態（<u>当該状態を監視する部分が故障した状態を含む。</u>）が継続した場合において、その旨を表示することができること。 (一) (略) (二) 空中線電力が五〇パーセント以下となつた状態（<u>輻射された電波が無線設備規則第四十五条の十二の七第二号イ及びロ並びにニの変調信号の項の規定に適合している場合に限る。</u>） (三) (一)の直線と当該直線の下側においてDDMが〇・〇八七五となる直線（DDMが〇・〇八七五となる点の軌跡を平均化し直線のものとしなしたときのものとする。（四）において同じ。）との角度が（一）の角度の設計値の三・七五パーセント以上となつた状態 (四) (略) 2 (略) 三 マーカ・ビーコンの監視装置は、次に掲げる状態が生じた場合において、その旨を表示することができること（第三号に係るものについては指針とする。）。

1 (略) 2 空中線電力が設定値の五〇パーセント以下となつた状態 3 (略)	1 (略) 2 空中線電力が五〇パーセント以下となつた状態 3 (略)
四 前各項に定めるもののほか、I L Sの無線局の無線設備の技術的条件については、国際民間航空条約第十附属書第一卷の定めるところによる。	

昭和三十九年郵政省告示第六百七十七号（無線局運用規則第四百十条の規定による気象通報を送信する無線局の運用の件の全部を改正する等の件）の一部を改正する告示案（新旧対照表）
（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
一〇四（略） 五 前各項に定めるもののほか、気象通報を送信する無線局の運用の条件については、国際民間航空条約第十附属書第二巻の定めるところによる。	一〇四（略）

昭和四十五年郵政省告示第三百四十一号（航空移動業務の無線電話局の選択呼出装置の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案（新旧対照表）
（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
一・二（略） 三 前各項に定めるもののほか、航空移動業務の無線電話局の選択呼出装置の技術的条件については、国際民間航空条約第十附属書第三卷の定めるところによる。	一・二（略）

昭和五十一年郵政省告示第二百三十七号（電波高度計の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案（新旧対照表）

改正案

現行

（傍線部は改正部分）

一 表示高度の誤差又は自動操縦装置等に接続して使用するための出力（以下「精測装置出力」という。）を得られるものにあつては当該精測装置出力による高度の誤差は、次の表の上欄に掲げる航空機の状態において、同表の中欄に掲げる航空機の飛行高度及び降下率の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりであること。

一 表示高度の誤差又は自動操縦装置等に接続して使用するための出力（以下「精測装置出力」という。）を得られるものにあつては当該精測装置出力による高度の誤差は、次の表の上欄に掲げる航空機の状態において、同表の中欄に掲げる航空機の飛行高度及び降下率の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりであること。

航空機の状態					区別		誤差	
速度の 横方向 分	速度の 縦方向 分	ピッチ 角 度	ロール 角 度	(略)	航空機 の飛行 高度	航空機 の降下 率	表示高 度	精測装 置出力 による 高度
(略)	(略)	$(\pm) \frac{2}{10}$ 度以内	(略)		(略)		(略)	

二七七 (略)

航空機の状態					区別		誤差	
速度の 横方向 分	速度の 縦方向 分	ピッチ 角 度	ロール 角 度	(略)	航空機 の飛行 高度	航空機 の降下 率	表示高 度	精測装 置出力 による 高度
(略)	(略)	$(\pm) \frac{1}{5}$ 度以内	(略)		(略)		(略)	

二七七 (略)

昭和五十一年郵政省告示第二百四十二号（ILSの無線局の無線設備の技術的条件について特例を定める件）の一部を改正する告示案（新旧対照表）

（傍線部は改正部分）

改正案

現行

一 無線設備規則第四十五条の十九の規定により同規則第四十五条の十二の規定を適用することが困難又は不合理なものは、次のとおりとする。
ローカライザ又はグライド・パスであつて、同時に二の周波数の電波を使用するもの

二 前項のローカライザの技術的条件は、次のとおりとする。

1 無線設備規則第四十五条の十二の七第一号（ロを除く。）並びに昭和五十一年郵政省告示第二百三十三号（ILSの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）第一項（第二号（ロ）を除く。）及び第四項に規定する条件に同じ。

2 一の周波数の電波（以下「一の電波」という。）は主として滑走路方向に合成された電界分布を構成するものであり、他の周波数の電波（以下「他の電波」という。）は主として一の電波により構成されるコース・セクタの外側に合成された電界分布を構成するものであること。この場合において、有効範囲のコース・セクタ内における一の電波の強度は、他の電波の強度に比して、一〇デシベル以上であること。

3 送信設備は次の条件に合致すること。

(一) (二) (略)
(三) 一の電波の搬送波周波数と他の電波の搬送波周波数との間隔は、偏差を含めて五kHz以上一四kHz以下であること。

4 監視装置及び制御装置は次の条件に合致すること。

(一) 監視装置は、空中線電力が設定値の八〇パーセント（輻射される電波が無線設備規則第四十五条の十二の七第一号のイ及びロ並びにホの変調信号の項の規定に適合する場合においては、設定値の五〇パーセントから八〇パーセントまでのいずれか）以下となつた状態が継続し又は当該状態を監視する部分が故障した場合において、その旨を表示することができなければならない。

一 無線設備規則第四十五条の十八の規定により同規則第四十五条の十二の規定を適用することが困難又は不合理なものは、次のとおりとする。
ローカライザであつて、同時に二の周波数の電波を使用するもの

二 (略)

1 無線設備規則第四十五条の十二の七第一号（ロを除く。）に規定する条件に同じ。

2 一の周波数の電波（以下「一の電波」という。）は主として滑走路方向に合成された電界分布を構成するものであり、他の周波数の電波（以下「他の電波」という。）は主として一の電波により構成されるコース・セクタの外側に合成された電界分布を構成するものであること。この場合において、有効範囲のコース・セクタ内における一の電波の強度は、他の電波の強度に比して、一〇デシベル以上であること。

3 送信設備は次の条件に合致すること。

(一) (二) (略)

4 仰角が七度以上の方向においては、電波の輻射はなるべく抑圧されること。

5 監視装置及び制御装置は次の条件に合致すること。

(一) 監視装置は、次に掲げる状態（当該状態を監視する部分が故障した状態を含む。）が継続した場合において、その旨を表示することができると。

(1) コース・ラインを平均化し直線のものとなしたとき、当該直線とILS基準点との距離が許容値を超えた状態

(2) 空中線電力が八〇パーセント（輻射される電波が、設備規則第四十五条の十二の七第一号のイ及びロ並びにホの表の変調信号の項の規定に適合することとなる場合においては、五〇パーセントまでの間の値とすることができる。）以下となつた状態

(二) 制御装置は、(一)の場合において一〇秒以内に電波の発射又は変調信号及び標識信号の送信を停止することができること。

三 第一項のグライド・パスの技術的条件は、次のとおりとする。

1 無線設備規則第四十五条の十二の七第二号（ロを除く。）並びに昭和五十一年郵政省告示第二百三十三号（ILSの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）第二項（第一号（ロ）を除く。）及び第四項に規定する条件に同じ。

2 送信設備は次の条件に合致すること。

(一) 一の電波の九〇ヘルツ及び一五〇ヘルツの周波数の変調信号の位相は、他の電波の九〇ヘルツ及び一五〇ヘルツの周波数の変調信号の位相とそれぞれ二〇度以内で合致すること。

(二) 一の電波の搬送周波数と他の電波の搬送波周波数との間隔は、偏差を含めて四kHz以上三二kHz以下であること。

3 監視装置及び制御装置は次の条件に合致すること。

(一) 監視装置は、空中線電力が設定値の八〇パーセント（輻射される電波が無線設備規則第四十五条の十二の七第二号イ及びロ並びにニの表変調信号の項の規定に適合する場合においては、設定値の五〇パーセントから八〇パーセントまでのいずれか）以下となつた状態が継続し又は当該状態を監視する部分が故障した場合において、その旨を表示することができること。

(二) 制御装置は、(一)の場合において六秒以内に電波の発射を停止することができること。

(3) 偏位感度が許容値を超えた状態

(二) 制御装置は、(一)の場合又は当該制御装置が故障した場合において、一〇秒以内に電波の発射又は変調信号及び標識信号の送信を停止することができること。

昭和六十三年 郵政省告示第八百七十二号（航空用DMEの技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案（新旧対照表） （傍線部は改正部分）	
改正案	現行
一・二（略） 三 前各項に定めるもののほか、航空用DMEの技術的条件については、国際民間航空条約第十附属書第一巻の定めるところによる。	一・二（略）

昭和六十三年 郵政省告示第八百七十三号（航空用DME／Pの技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案（新旧対照表） （傍線部は改正部分）	
改 正 案	現 行
一・二（略） 三 前各項に定めるもののほか、航空用DME／Pの技術的条件については、 <u>国際民間航空条約第十附属書第一巻の定めるところによる。</u>	一・二（略）

昭和六十三年郵政省告示第八百七十四号（ATCRBSの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案（新旧対照表）

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
一 （略） 二 ATCTランスポンダは、その航空機の航行中における通常の状態において、次のいずれかの技術的条件に適合するものであること。 1 （略） 2 モードSの質問信号に対して応答できるもの (-) 次のいずれかの条件に適合すること。 (1) 質問信号に応答するほか、〇・八秒以上一・二秒以下の間隔において一回、無線設備規則別図第八号の二に示す信号を送信すること。この場合において、ダイバシティを有するものにあつては、当該信号を二の空中線から交互に送信すること。 (2) 航空機内の機器から機体識別、位置、速度及び経路に関する情報を得た場合においては、(1)の条件に適合するほか、無線設備規則別図第八号の二に示す信号を一秒間の平均で六・二回以下送信するものであること。この場合において、ダイバシティを有するものにあつては、次のいずれかの条件に適合すること。 ア・イ （略） (二) （略） (三) モードSの質問信号に対する応答能力は、別表に掲げるレベル1からレベル5までのいずれかのものであること。ただし、国際航空に従事する航空機の航空機局のATCTランスポンダについては、レベル2からレベル5までのいずれかのものであること。 (四) ACASを合わせて装備する場合にあつては、無線設備規則第四十五条の十二の六第三号ロ(2)に掲げるモードSの質問信号に対する応答回数のうち、毎秒三回以上を別図第二号に掲げる様式番号0又は16の様式を用いた応答信号による応答とすることが可能であること。	一 （略） 二 ATCTランスポンダは、その航空機の航行中における通常の状態において、次のいずれかの技術的条件に適合するものであること。 1 （略） 2 モードSの質問信号に対して応答できるもの (-) 次のいずれかの条件に適合すること。 (1) 質問信号に応答するほか、〇・八秒以上一・二秒以下の間隔において一回、設備規則別図第八号の二に示す信号を送信すること。この場合において、ダイバシティを有するものにあつては、当該信号を二の空中線から交互に送信すること。 (2) 航空機内の機器から機体識別、位置、速度及び経路に関する情報を得た場合においては、(1)の条件に適合するほか、設備規則別図第八号の二に示す信号を一秒間の平均で六・二回以下送信するものであること。この場合において、ダイバシティを有するものにあつては、次のいずれかの条件に適合すること。 ア・イ （略） (二) （略） (三) モードSの質問信号に対する応答能力は、別表に掲げるレベル1からレベル4までのいずれかのものであること。ただし、国際航空に従事する航空機の航空機局のATCTランスポンダについては、レベル2からレベル4までのいずれかのものであること。

（略）

Ⅲ 種各質に於けるそのほか、A T C R B S の無線回線の無線設備の技術的条件に付ては、国産無線通信系試験十種試験規則の定めるようにする。

別図第一号 （略）

別図第二号 モード S の質問信号に対して応答できる A T C トランスポンダの

応答信号のデータプロツクの様式

様式番号	様	式	用	途
0	00000	(注 1)	(注 2)	様式番号 0 又は 16 の選択質問(注 3)に対する応答
(略)				
11	01011	(注 4)	(注 2)	モード S 一括質問及びモード A / C / S 一括質問に対する応答
16	10000	(注 4)	(注 2)	様式番号 0 又は 16 の選択質問(注 3)に対する応答
17	10000	(注 4)	(注 2)	機体識別、位置、速度及び経路に関する情報を得た場合

注 1・2 （略）

注 3 平成 2 郵政省告示第 574 号(A C A S の技術的条件を定める件)別図に掲げる様式を用いたものとする。

注 4 （略）

（略）

別図第一号（略）

別図第二号 モード S の質問信号に対して応答できる A T C トランスポンダの

応答信号のデータプロツクの様式

様式番号	様	式	用	途
0	00000	(注 2)		様式番号 0 又は様式番号 16 の選択質問に対する応答
(略)				
11	01011	(注 3)	(注 2)	モード S 一括質問及びモード A / C / S 一括質問に対する応答
16	10000	(注 3)	(注 2)	様式番号 0 又は様式番号 16 の選択質問に対する応答
17	10000	(注 3)	(注 2)	機体識別、位置、速度及び経路に関する情報を得た場合

注 1・2 （略）

注 3 （略）

別表 応答能力の種類

種類	応答能力
レベル 1	1 ～ 3 （略） 4 モードSの質問信号に対して、 <u>別図第二号に掲げる様式番号4、5及び11の様式を用いた応答信号により応答可能であること。</u> 5 モードSの質問信号に対して、データクロックが56ビットの長さの応答信号により、1.6ミリ秒間において4回以上、当該1.6ミリ秒間を含む25ミリ秒間において8回以上及び当該25ミリ秒間を含む100ミリ秒間において18回以上応答可能であること。
レベル 2	1 レベル1に示す応答能力(5を除く。)を有すること。 2 モードSの質問信号に対して、 <u>別図第二号に掲げる様式番号20及び21の様式を用いた応答信号により応答可能であること。</u> 3 モードSの質問信号に対して、データクロックが56ビット又は112ビットの長さの応答信号により、1.6ミリ秒間において4回以上(うちデータクロックが112ビットの長さの応答信号による応答(以下「 <u>ロング応答</u> 」という。)は2回以上) 当該1.6ミリ秒間を含む25ミリ秒間において8回以上(うちロング応答は4回以上)及び当該25ミリ秒間を含む100ミリ秒間において18回以上(うちロング応答は6回以上)応答可能であること。 4 無線設備規則第45条の12の6第3号ロ(2)に掲げるモードSの質問信号に対する応答回数のうち、毎秒16回以上をロング応答とすることが可能であること。
レベル 3	1 レベル2に示す応答能力を有すること 2 モードSの質問信号に対して、 <u>別図第二号に掲げる様式番号24の様式を用いた応答信号により応答可能であること。</u> ただし、 <u>拡張メッセージ(注)</u> による応答は行わないこと。
レベル 4	1 レベル3に示す応答能力を有すること。 2 (略)
レベル 5	1 <u>レベル4に示す応答能力(レベル2の項応答能力の欄中3及び4を除く。)</u> を有すること。 2 モードSの質問信号に対して、 <u>別図第二号に掲げる</u>

別表 応答能力の種類

種類	応答能力
レベル 1	1 ～ 3 （略） 4 モードSの質問信号に対して、 <u>応答信号のデータクロックの様式番号4、5及び11の様式により応答可能であること。</u>
レベル 2	1 レベル1に示す応答能力を有すること。 2 モードSの質問信号に対して、 <u>応答信号のデータクロックの様式番号20及び21の様式により応答可能であること。</u>
レベル 3	1 レベル2に示す応答能力を有すること 2 <u>モードSの質問信号に対して、<u>応答信号のデータクロックの様式番号24の様式により応答可能であること。</u></u> ただし、 <u>拡張メッセージ(注)</u> による応答は行わないこと。
レベル 4	1 レベル3に示す応答能力を有すること。 2 (略)

	<u>様式番号20、21及び24の様式を用いた応答信号により、最大16の相手に対し個別かつ同時に通信できること。</u> <u>3 モードSの質問信号に対して、データブロックが56ビット又は112ビットの長さの応答信号により、1.6ミリ秒間において4回以上（うちロング応答は2回以上）当該1.6ミリ秒間を含む25ミリ秒間において8回以上（うちロング応答は6回以上）及び当該25ミリ秒間を含む100ミリ秒間において18回以上（うちロング応答は9回以上）応答可能であること。</u> <u>4 無線設備規則第45条の12の6第3号ロ（2）に掲げるモードSの質問信号に対する応答回数のうち、毎秒24回以上をロング応答とすることが可能であること。</u>
--	---

注（略）

注（略）

平成二年郵政省告示第五百七十四号（ACASの技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案（新旧対照表）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
一 ACAS は、その航空機の航行中における通常の状態において、次の技術的条件に適合するものであること。ただし、送信電力が四〇ワット以下のものについては、この限りでない。 1 （略） 2 九・三キロメートル以内の他の航空機的位置を測定することができること。 3～5 （略） 二 ACAS は、その航空機の航行中における通常の状態において、次の技術的条件に適合するものであること。 1 （略） 2 二六キロメートル以内の他の航空機的位置を測定することができること。 3～4 （略） 5 距離測定の分解能は、一四・五メートル以下であること。 6、7 （略） 8 機体の上部に取り付けられた空中線は、指向性を有し、かつ、方向探知に用いることが可能なものであること。 9 （略） 三 前各項に定めるもののほか、ACASの技術的条件については、<u>国際民間航空条約第十附属書第四巻の定めるところによる。</u> 別表 （略）	一 ACAS は、その航空機の航行中における通常の状態において、次の技術的条件に適合するものであること。ただし、送信電力が四〇ワット以下のものについては、この限りでない。 1 （略） 2 九・二五キロメートル以内の他の航空機的位置を測定することができること。 3～5 （略） 二 ACAS は、その航空機の航行中における通常の状態において、次の技術的条件に適合するものであること。 1 （略） 2 二五・九キロメートル以内の他の航空機的位置を測定することができること。 3～4 （略） 5 距離測定の誤差は、一四・五メートル以下であること。 6、7 （略） 8 機体の上部に取り付けられた空中線は、指向性を有すること。 9 （略） 別表 （略）

別図				別図			
様式番号	様	式	用 途	様式番号	様	式	用 途
0	00000	←24 ビット→	選択質問(注2)	0	00000	←24 ビット→	選択質問(注3)
	←	56 ビット			←	56 ビット	
		←24 ビット→←24 ビット→				←24 ビット→←24 ビット→	
16	10000	←注3→	選択質問(注2)放送	16	10000	←注2→	選択質問(注3)放送
	←	112 ビット			←	112 ビット	
注 1	(略)			注 1	(略)		
注 2	選択質問とは、個別の航空機を選択して呼び出すための質問をいう。			注 2	自航空機局の標識信号とする。		
注 3	自航空機局の標識信号とする。			注 3	選択質問とは、個別の航空機を選択して呼び出すための質問をいう。		

平成九年郵政省告示第六百六十六号（認定点検事業者が行う点検の実施方法等を定める件）の一部を改正する告示案（新旧対照表）（傍線部は改正部分）

改 正 案			現 行		
第 1 登録点検事業者等規則（平成9年郵政省令第76号）第10条の点検の実施項目に係る点検の実施方法は、次のとおりとする。 1・2 （略） 3 無線設備等 一 （略） 二 （略） 三 総合試験 点検を実施する無線局の無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成されるかどうかを総合的に判断するため、以下により実地に通信を行って、その通信の状況等を確認する。 無線設備の操作を行う場合は、当該無線局に選任された無線従事者が行うものとする。			第 1 登録点検事業者等規則（平成9年郵政省令第76号）第10条の点検の実施項目に係る点検の実施方法は、次のとおりとする。 1・2 （略） 3 無線設備等 一 （略） 二 （略） 三 総合試験 点検を実施する無線局の無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成されるかどうかを総合的に判断するため、以下により実地に通信を行って、その通信の状況等を確認する。 無線設備の操作を行う場合は、当該無線局に選任された無線従事者が行うものとする。		
点検対象無線局等の種別	総合試験の方法等	備考	点検対象無線局等の種別	総合試験の方法等	備考
1 航空機局	(1)～(8) （略） (9) ACAS—I及びACAS—IIについては、設備ごとに次のとおりとする。 ア 飛行中において、平成2年郵政省告示第574号（ACASの技術的条件を定める件）第1項第2号又は第2項第2号に定める距離以内の他の航空機の位置（距離及び方位）が指示器に表示されることを確認する。 イ （略）	(略)	1 航空機局	(1)～(8) （略） (9) ACAS—I及びACAS—IIについては、設備ごとに次のとおりとする。 ア 飛行中において、ACAS—Iにあつては7.4キロメートル以内、ACAS—IIにあつては25.9キロメートル以内の他の航空機の位置（距離及び方位）が指示器に表示されることを確認する。 イ （略）	(略)
(略)			(略)		

平成十五年総務省告示第百五十三号（航空機用救命無線機の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案（新旧対照表） （傍線部は改正部分）	
改 正 案	現 行
一（略） 二 送信設備の条件 1（略） 2 四〇六 MHz から四〇六・一 MHz までの周波数の電波を使用する送信装置は、次に掲げる条件に適合すること。 (一)（略） (二) (一)二〇度の温度で二四時間連続する間、空中線電力は五ワットとし、その許容偏差は$(\pm)$二デシベル以内であること。 (三) (六)（略） 三 前各項に定めるもののほか、航空機用救命無線機の技術的条件については、<u>国際民間航空条約第十附属書第三巻の定めるところによる。</u>	一（略） 二 送信設備の条件 1（略） 2 四〇六 MHz から四〇六・一 MHz までの周波数の電波を使用する送信装置は、次に掲げる条件に適合すること。 (一)（略） (二) 空中線電力は五ワットとし、その許容偏差は$(\pm)$二デシベル以内であること。 (三) (六)（略）

平成七年郵政省告示第五百五十九号（航空移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める等の件）の一部を改正する告示案新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案				現行			
1 （略）				1 （略）			
2 使用周波数は、次の(1)から(4)までの区別に従い、それぞれに掲げる周波数とする。				2 使用周波数は、次の(1)から(4)までの区別に従い、それぞれに掲げる周波数とする。			
(1)～(3) （略）				(1)～(3) （略）			
(4) 航空局と航空機局との間で航空路管制、飛行情報又は位置情報等に関する通信を行う場合				(4) 航空局と航空機局との間で航空路管制、飛行情報又は位置情報等に関する通信を行う場合			
<u>2.932kHz</u>	<u>2.998kHz</u>	<u>3.455kHz</u>	<u>4.666kHz</u>	<u>2.932kHz</u>	<u>2.998kHz</u>	<u>3.455kHz</u>	<u>4.666kHz</u>
<u>5.628kHz</u>	<u>5.667kHz</u>	<u>6.532kHz</u>	<u>6.655kHz</u>	<u>5.628kHz</u>	<u>5.667kHz</u>	<u>6.532kHz</u>	<u>6.655kHz</u>
<u>8.903kHz</u>	<u>8.951kHz</u>	<u>10.048kHz</u>	<u>11.330kHz</u>	<u>8.903kHz</u>	<u>8.951kHz</u>	<u>10.048kHz</u>	<u>11.330kHz</u>
<u>11.384kHz</u>	<u>13.273kHz</u>	<u>13.300kHz</u>	<u>17.904kHz</u>	<u>11.384kHz</u>	<u>13.273kHz</u>	<u>13.300kHz</u>	<u>17.904kHz</u>
<u>17.946kHz</u>	<u>21.925kHz</u>			<u>17.946kHz</u>	<u>21.925kHz</u>		
<u>118.9MHz</u>	<u>119.3MHz</u>	<u>119.35MHz</u>	<u>120.5MHz</u>	<u>118.9MHz</u>	<u>119.3MHz</u>	<u>119.35MHz</u>	<u>120.5MHz</u>
<u>120.75MHz</u>	<u>120.975MHz</u>	<u>123.7MHz</u>	<u>123.775MHz</u>	<u>120.75MHz</u>	<u>120.975MHz</u>	<u>123.7MHz</u>	<u>123.775MHz</u>
<u>123.9MHz</u>	<u>124.1MHz</u>	<u>124.15MHz</u>	<u>124.5MHz</u>	<u>123.9MHz</u>	<u>124.1MHz</u>	<u>124.15MHz</u>	<u>124.5MHz</u>
<u>124.55MHz</u>	<u>124.9MHz</u>	<u>124.95MHz</u>	<u>125.6MHz</u>	<u>124.55MHz</u>	<u>124.9MHz</u>	<u>124.95MHz</u>	<u>125.6MHz</u>
<u>125.7MHz</u>	<u>125.9MHz</u>	<u>126.1MHz</u>	<u>126.4MHz</u>	<u>125.7MHz</u>	<u>125.9MHz</u>	<u>126.1MHz</u>	<u>126.4MHz</u>
<u>126.45MHz</u>	<u>126.6MHz</u>	<u>126.7MHz</u>	<u>126.75MHz</u>	<u>126.45MHz</u>	<u>126.6MHz</u>	<u>126.7MHz</u>	<u>126.75MHz</u>
<u>126.8MHz</u>	<u>126.85MHz</u>	<u>126.9MHz</u>	<u>126.95MHz</u>	<u>126.8MHz</u>	<u>126.85MHz</u>	<u>126.9MHz</u>	<u>126.95MHz</u>
<u>127.0MHz</u>	<u>127.05MHz</u>	<u>127.1MHz</u>	<u>127.15MHz</u>	<u>127.0MHz</u>	<u>127.05MHz</u>	<u>127.1MHz</u>	<u>127.15MHz</u>
<u>127.2MHz</u>	<u>127.25MHz</u>	<u>127.3MHz</u>	<u>127.4MHz</u>	<u>127.2MHz</u>	<u>127.25MHz</u>	<u>127.3MHz</u>	<u>127.4MHz</u>
<u>127.45MHz</u>	<u>127.5MHz</u>	<u>127.65MHz</u>	<u>127.8MHz</u>	<u>127.45MHz</u>	<u>127.5MHz</u>	<u>127.65MHz</u>	<u>127.8MHz</u>
<u>127.85MHz</u>	<u>128.125MHz</u>	<u>128.2MHz</u>	<u>128.25MHz</u>	<u>127.85MHz</u>	<u>128.125MHz</u>	<u>128.2MHz</u>	<u>128.25MHz</u>

<u>128.4MHz</u>	<u>128.45MHz</u>	<u>128.6MHz</u>	<u>128.8MHz</u>
<u>132.1MHz</u>	<u>132.25MHz</u>	<u>132.3MHz</u>	<u>132.35MHz</u>
<u>132.4MHz</u>	<u>132.45MHz</u>	<u>132.5MHz</u>	<u>132.6MHz</u>
<u>132.7MHz</u>	<u>132.9MHz</u>	<u>133.025MHz</u>	<u>133.15MHz</u>
<u>133.3MHz</u>	<u>133.35MHz</u>	<u>133.5MHz</u>	<u>133.55MHz</u>
<u>133.6MHz</u>	<u>133.7MHz</u>	<u>133.8MHz</u>	<u>133.85MHz</u>
<u>133.9MHz</u>	<u>134.0MHz</u>	<u>134.15MHz</u>	<u>134.25MHz</u>
<u>134.35MHz</u>	<u>134.4MHz</u>	<u>134.6MHz</u>	<u>134.65MHz</u>
<u>134.7MHz</u>	<u>134.75MHz</u>	<u>134.8MHz</u>	<u>134.85MHz</u>
<u>135.05MHz</u>	<u>135.1MHz</u>	<u>135.3MHz</u>	<u>135.5MHz</u>
<u>135.6MHz</u>	<u>135.65MHz</u>	<u>135.75MHz</u>	<u>135.8MHz</u>
<u>135.9MHz</u>			

(5) (略)

(6) 電気通信業務を行う航空局と航空機局との間で航空機の運航管理に
関する音声通信を行う場合

<u>129.1MHz</u>	<u>129.225MHz</u>	<u>129.475MHz</u>	<u>129.8MHz</u>
<u>130.0MHz</u>	<u>130.1MHz</u>	<u>130.25MHz</u>	<u>130.45MHz</u>
<u>130.55MHz</u>	<u>130.9MHz</u>	<u>130.95MHz</u>	<u>131.05MHz</u>
<u>131.1MHz</u>	<u>131.2MHz</u>	<u>131.7MHz</u>	<u>131.75MHz</u>
<u>131.85MHz</u>	<u>132.05MHz</u>	<u>132.075MHz</u>	

(7) (略)

(8) 航空移動業務を行う無線局相互間で次に掲げる事務又は事業に
関する通信を行う場合

ア (略)

イ 航空運送事業又は航空機使用事業

<u>128.4MHz</u>	<u>128.45MHz</u>	<u>128.6MHz</u>	<u>128.8MHz</u>
<u>132.1MHz</u>	<u>132.25MHz</u>	<u>132.3MHz</u>	<u>132.35MHz</u>
<u>132.4MHz</u>	<u>132.45MHz</u>	<u>132.5MHz</u>	<u>132.6MHz</u>
<u>132.7MHz</u>	<u>132.9MHz</u>	<u>133.15MHz</u>	<u>133.3MHz</u>
<u>133.35MHz</u>	<u>133.5MHz</u>	<u>133.55MHz</u>	<u>133.6MHz</u>
<u>133.7MHz</u>	<u>133.8MHz</u>	<u>133.85MHz</u>	<u>133.9MHz</u>
<u>134.0MHz</u>	<u>134.15MHz</u>	<u>134.25MHz</u>	<u>134.35MHz</u>
<u>134.4MHz</u>	<u>134.6MHz</u>	<u>134.65MHz</u>	<u>134.7MHz</u>
<u>134.75MHz</u>	<u>134.8MHz</u>	<u>134.85MHz</u>	<u>135.05MHz</u>
<u>135.1MHz</u>	<u>135.3MHz</u>	<u>135.5MHz</u>	<u>135.6MHz</u>
<u>135.65MHz</u>	<u>135.75MHz</u>	<u>135.8MHz</u>	<u>135.9MHz</u>

(5) (略)

(6) 電気通信業務を行う航空局と航空機局との間で航空機の運航管理に
関する音声通信を行う場合

<u>129.1MHz</u>	<u>129.225MHz</u>	<u>129.475MHz</u>	<u>129.8MHz</u>
<u>130.0MHz</u>	<u>130.1MHz</u>	<u>130.25MHz</u>	<u>130.45MHz</u>
<u>130.55MHz</u>	<u>130.9MHz</u>	<u>130.95MHz</u>	<u>131.05MHz</u>
<u>131.1MHz</u>	<u>131.2MHz</u>	<u>131.7MHz</u>	<u>131.75MHz</u>
<u>131.85MHz</u>	<u>132.05MHz</u>		

(7) (略)

(8) 航空移動業務を行う無線局相互間で次に掲げる事務又は事業に
関する通信を行う場合

ア (略)

イ 航空運送事業又は航空機使用事業

	<u>122.425MHz(2)</u>	<u>123.5MHz(2)</u>	<u>123.675MHz(2)</u>	<u>128.5MHz(2)</u>
	<u>128.9MHz(2)</u>	<u>128.925MHz(2)</u>	<u>128.975MHz(2)</u>	<u>129.0MHz(2)</u>
	<u>129.075MHz(2)</u>	<u>129.1MHz(1)(2)</u>	<u>129.15MHz(2)</u>	<u>129.25MHz(2)</u>
	<u>129.3MHz(2)</u>	<u>129.325MHz(2)</u>	<u>129.425MHz(2)</u>	<u>129.45MHz(2)</u>
	<u>129.525MHz(2)</u>	<u>129.55MHz(2)</u>	<u>129.575MHz(2)</u>	<u>129.6MHz(2)</u>
	<u>129.65MHz(2)</u>	<u>129.7MHz(2)</u>	<u>129.8MHz(2)</u>	<u>129.85MHz(2)</u>
	<u>129.9MHz(2)</u>	<u>130.0MHz(2)</u>	<u>130.05MHz(2)</u>	<u>130.1MHz(1)(2)</u>
	<u>130.15MHz(2)</u>	<u>130.175MHz(1)(2)</u>	<u>130.2MHz(2)</u>	<u>130.25MHz(2)</u>
	<u>130.35MHz(2)</u>	<u>130.4MHz(2)</u>	<u>130.45MHz(1)(2)</u>	<u>130.6MHz(2)</u>
	<u>130.85MHz(2)</u>	<u>131.0MHz(2)</u>	<u>131.025MHz(2)</u>	<u>131.3MHz(2)</u>
	<u>131.5MHz(2)</u>	<u>131.85MHz(1)(2)</u>	<u>131.9MHz(2)</u>	<u>133.1MHz(2)</u>
ウ～オ (略)				
(9)～ ⁽¹⁴⁾ (略)				
3 (略)				

	<u>122.425MHz(2)</u>	<u>123.5MHz(2)</u>	<u>123.675MHz(2)</u>	<u>128.5MHz(2)</u>
	<u>128.9MHz(2)</u>	<u>128.925MHz(2)</u>	<u>128.975MHz(2)</u>	<u>129.0MHz(2)</u>
	<u>129.075MHz(2)</u>	<u>129.1MHz(1)(2)</u>	<u>129.15MHz(2)</u>	<u>129.25MHz(2)</u>
	<u>129.3MHz(2)</u>	<u>129.325MHz(2)</u>	<u>129.425MHz(2)</u>	<u>129.45MHz(2)</u>
	<u>129.525MHz(2)</u>	<u>129.55MHz(2)</u>	<u>129.575MHz(2)</u>	<u>129.6MHz(2)</u>
	<u>129.65MHz(2)</u>	<u>129.7MHz(2)</u>	<u>129.8MHz(2)</u>	<u>129.85MHz(2)</u>
	<u>129.9MHz(2)</u>	<u>130.0MHz(2)</u>	<u>130.05MHz(2)</u>	<u>130.1MHz(1)(2)</u>
	<u>130.15MHz(2)</u>	<u>130.175MHz(1)(2)</u>	<u>130.2MHz(2)</u>	<u>130.25MHz(2)</u>
	<u>130.35MHz(2)</u>	<u>130.4MHz(2)</u>	<u>130.45MHz(1)(2)</u>	<u>130.6MHz(2)</u>
	<u>130.85MHz(2)</u>	<u>131.0MHz(2)</u>	<u>131.3MHz(2)</u>	<u>131.5MHz(2)</u>
	<u>131.85MHz(1)(2)</u>	<u>131.9MHz(2)</u>		
ウ～オ (略)				
(9)～ ⁽¹⁴⁾ (略)				
3 (略)				